

## 令和5年度加古川市畜産業堆肥舎等設備整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内畜産業者に対して、将来にわたっての地域住民との共存共栄による畜産事業継続の実現及び経営の安定化を目的として、令和5年度加古川市畜産業堆肥舎等設備整備事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、その交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲、補助率及び額は、別表に掲げるとおりとする。

### (交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、「令和5年度加古川市畜産業堆肥舎等設備整備事業補助金交付申請書」（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 設置予定箇所の位置図及び写真
- (3) 見積書・カタログ等
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 加古川市内で畜産業（家畜又は家きんを飼養し、畜産物の生産若しくは販売を行う事業をいう。以下同じ。）を営むことを示す書類（出荷伝票や納品書の写し等）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助申請者は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

### (交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、「令和5年度加古川市畜産業堆肥舎等設備整備事業補助金交付／不交付／一部交付決定通知書」（様式第3号）により、補助申請者に通知するものとする。

### (補助事業の内容の変更)

第5条 前条の決定を受けて補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ「令和5年度加古川市畜産業堆肥舎等設備整備事業変更

等承認申請書」(様式第4号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りではない。

- (1) 事業変更計画書及び収支予算書
- (2) 変更後の設置予定箇所の位置図及び写真
- (3) 変更後の見積書・カタログ等
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、「令和5年度加古川市畜産業堆肥舎等設備整備事業変更承認／不承認通知書」(様式第5号)により、補助事業者に通知しなければならない。

(実績報告)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後2週間以内に「令和5年度加古川市畜産業堆肥舎等設備整備事業補助金実績報告書」(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 設置箇所の位置図及び写真
- (3) 設備導入等に要した費用が確認できる書類(領収書等)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 補助金交付決定書の写し
- (2) 補助金確定通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

(調査等)

第8条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、交付に関し必要があると認めるときは、補助申請者又は補助事業者に対し、関係資料の提出を求め、かつ、必要な調査を行うことができる。

2 補助申請者又は補助事業者は、前項の調査等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月23日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

【別表】（第2条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助
補助金の範囲	対象者	<p>対象者については、以下のすべての要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 加古川市内で、畜産業を営む事業者</p> <p>(2) 加古川市内に家畜又は家きんを飼養するための施設（以下「牧場等」という。）を所有又は管理する者</p> <p>(3) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）（以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。</p> <p>(4) 代表者及び役員並びに業務に従事する者が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者又は暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）でないこと。</p>
	対象事業	令和5年10月1日から令和6年2月29日までの間に、対象者が所有又は管理する市内牧場等での堆肥舎、畜舎及び排水処理施設における臭気対策の課題解決のために実施した事業
	対象経費	<p>対象経費については、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 対象者が所有又は管理する市内牧場等において、新たに臭気対策の課題解決を目的とする設備の導入に要した費用</p> <p>(2) 対象者が所有又は管理する市内牧場等において、既に設置されている臭気対策の課題解決を目的とした設備の修繕に要した費用</p> <p>(3) その他市長が対象事業に要した費用として認めるもの</p> <p>ただし、他の公的補助制度等により、経費の全部又は一部の補助を受けている費用については、対象経費に含まないものとする。</p>
補助金の補助率及び額	補助率	2 / 3
	補助金の額	補助金の額は千円未満切り捨て（上限額1,500千円）